

長建協発第504号
平成22年3月16日

各 支 部 長 様

社団法人 長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

専門26業務と称した違法な労働者派遣の適正化に向けた対応について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、労働者派遣は、本来、臨時的・一時的な労働力需給調整の仕組みであるので、労働者派遣法施行令で定める専門26業務(以下「専門26業務」という。)等の常用雇用代替のおそれが少ない業務を除き、原則1年の派遣可能期間の制限を設けているところです。

しかしながら、最近、派遣可能期間の制限を免れることを目的として、専門26業務中でも事務関連業務を中心に、契約上は専門26業務と称しつつ、実態的には専門26業務の解釈を歪曲したり、拡大したりして、専門性がない専門26業務以外の業務を行っている事案が散見されております。

このような専門26業務と称した違法な労働者派遣が行われることにより、労働市場全体に与える悪影響も懸念されているところであります。

つきましては、標記について、別添のとおり会員専用ホームページに掲載いたしましたのでお知らせ申し上げます。